平成２１年度農薬吸入毒性評価手法確立調査部会（第１回）
議事概要

１　開催日時及び開催場所

日　時：平成２１年１１月９日（月）１０：００～１２：００

場　所：法曹会館（高砂の間）

２　出席委員（敬称略）

井上達、坂部貢、鈴木勝士、原田孝則、福島哲仁、森田昌敏

３　会議の概要

部会長の選出に先立ち、本部会の設置の趣旨等について事務局より説明がなされ、その後、当該部会の開催要領（案）が原案通り了承された。

（１）部会長の選出について

開催要領に基づき部会長の選出が行われ、部会長には昨年度に引き続き森田昌敏委員が選出された。

（２）農薬の気中濃度指針値の設定方針について

事務局より、資料４－１の「農薬の気中濃度指針値の設定方針について（案）」に従い、国内外における動物試験有害性評価データからのヒト評価レベル設定方法例の調査報告及び本部会で設定予定の気中濃度指針値の計算法（案）について説明があった。

委員による主な意見及び討議内容は以下のとおり。

○ TDI は「耐容一日摂取量」であり、今回のケースには合わないので、本資料において TDI を適切な用語に変えるべきである。

○ 吸入毒性試験で得られた NOAEL を基に気中濃度指針値を算出することは妥当である。

○ 食品安全委員会において ADI が設定されているが、ADI は経口暴露を前提として設定されていること、吸入暴露では肺胞から直接血中に入るため、経口暴露に比べて NOAEL がより小さな値になると考えられることから､食品安全委員会において設定された ADI と必ずしも整合性をとる必要はない。

○ 農薬によって毒性が異なり、安全係数も変わると考えられることから、当該算出式は暫定的なもの、指針値は参考の値として設定する。

○ 指針値設定において、食品経由からの暴露との按分を考慮することについては、本部会が吸入暴露による有害性評価を行うという性質上、本部会において検討することは困難である。指針値設定の基となった試験条件（試験系、エンドポイント等）及び指針値の定義を明確にした上で設定すれば良いと考える。

○ 小児や妊婦における感受性の差についても考慮する必要があるか。

○ 特異的毒性については、吸入毒性試験で得られるデータには限りがあるので、経口毒性試験等の試験成績を適宜勘案すれば良いと考える。

以上の討議の結果、気中濃度指針値の算出方法については概ね了承されたが、今後も継続して検討することとされた。

続いて環境省より資料４－２の「気中濃度指針値の名称について（案）」に従い、「気中濃度指針値」を「気中濃度評価値」と名称変更する旨の提案がなされ、了承された。

（３） 農薬吸入毒性試験の実施状況について

試験実施事業者の日本バイオアッセイ研究センターより、資料５に従って、イソキサチオンのラットを用いた 1 週間吸入毒性試験（予備試験）の計画及び結果、並びに本試験である 28 日間吸入毒性試験の計画について報告が行なわれた。

委員からの質問とそれに対する回答は以下の通り。

○ 1 週間の予備試験における週 5 日の暴露はどういう日程で実施されたか。
  ➢ 水～金及び月、火曜日の 5 日間である。
○ 28 日間試験の実際暴露日数はどうか。
  ➢ 試験期間が 4 週間であるので、20 回の暴露となる。
○ 1 週間の予備試験で雄の胸腺の絶対重量及び相対重量が低下したが、原因は何なのか。
  ➢ 予備試験では病理検査を実施していないため、原因はわからない。本試験で明確になると考える。
○ 昨年度実施したトリクロルホンの吸入毒性試験で認められた白血球数高値の 1 例は白血病だったのか。
  ➢ 脾臓の炎症で、白血病ではなかった。

以上の討議の結果、本試験の試験計画について了承された。

（４）その他

事務局より、今回の資料１「農薬吸入毒性評価手法確立調査部会の趣旨等について（案）」及び資料３「平成２１年度農薬吸入毒性評価手法確立調査部会開催要領（案）」における「気中濃度指針値」の表現を「気中濃度評価値」と修正して（案）を取る旨の確認があった。また、次回の部会の開催日程については今後調整する旨が報告された。

（以上）